

第6章 養護教諭の免許状

第1節 大学における養成により養護教諭の免許状の授与を受ける方法

大学における養成により養護教諭の免許状の授与を受けようとする者は、第28表の基礎資格と単位の修得により、養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第28表（免許法別表第2関係）

免許状の種類			専修免許状		一種免許状			二種免許状			
基礎資格			修士	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ		
			1	2	3	4	5	6	7		
施行規則第66条の6に定める科目			日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」各2単位			8			8		
養 護 及 び 教 職	第 二 欄	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数					
		養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4		2	2			
		学校保健	2	2	3	2	1				
		養護概説	2	2		12	1				
		栄養学（食品学を含む。）	2	2	11	2	2				
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2			2				
		解剖学・生理学	2	2			2				
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2				
		精神保健	2	2			2				
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			10				
		上記に掲げるいずれかの科目				1	6				
		小計		28	28	4	12	24	0	0	
		第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			2	2			
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				11	12			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	8	8				5		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程								
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1	1		2	2	1		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				11	12			
		第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容							
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）								
		生徒指導の理論及び方法	6	6				3			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法									
	第 五 欄	教育実践に関する科目	養護実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。）	5	5		11	12	4		
		教職実践演習	2	2				2			
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目							4		
		上記に掲げる科目				4	6				
		小計		52	28	8	10	18	0	0	
		合計		80	56	12	22	42			

2 基礎資格について

専修免許状	修士の学位を有すること（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）。	1
一種免許状	イ 学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）。	2
	ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	3
	ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	4
二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること（大学に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。）。	5
	ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。	6
	ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。	7

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 養護及び教職に関する科目の単位は、養護教諭の免許状の認定課程を有する大学において修得しなければならない。（免許法別表第1備考5号）
- イ 施行規則第66条の6に定める科目の単位は、教員免許の認定課程を有しない大学においても修得することができる。 8

(2) 養護及び教職に関する科目

- ア 第三欄から第五欄の単位は、各科目に含めることが必要な事項の全てにわたって修得するものとする。 9
- イ 第三欄の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位については、1単位以上を修得するものとする。（施行規則第2条の表備考第3号） 10
- ウ 一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法
第二欄の「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて3単位以上を、第三欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第7号） 11
- エ 一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法
第二欄の「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」並びに「栄養学（食品学を含む。）」についてそれぞれ2単位以上を、「学校保健」及び「養護概説」について合わせて2単位以上を、第三欄の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目のうち、1以上の科目並びに養護実習について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第8号） 12
- オ 養護実習の単位は、養護教諭又は養護助教諭として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、第三欄、第四欄若しくは第五欄（養護実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第9条の表備考第3号） 13

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状に係る単位数のうち、一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第2備考第2号）
- 専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第6号） 14
- イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。（施行規則第9条の表備考第6号） 15

(4) 単位の流用

次表左欄の科目の単位は、同右欄の単位数を限度に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をあてることができる。（施行規則第9条の表備考第4号及び第5号）

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位	栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）	6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位	8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）

第2節 教育職員検定により上級の養護教諭の免許状の授与を受ける方法

養護教諭の一種免許状又は二種免許状若しくは養護助教諭臨時免許状を有する者は、これらの免許状を基礎免許状として、第29表の在職年数と単位の修得により教育職員検定に合格すると、それぞれ養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができます。

1 第29表（免許法別表第6関係）

免許状の種類			専修免許状	一種免許状		二種免許状		
基礎免許状			一種免許状	二種免許状				
基礎免許状を取得後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数			3年	3年	4	5	1年	3年
養護	科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数					
	第 二 欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。） 学校保健 養護概説 栄養学（食品学を含む。） 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 解剖学・生理学 「微生物学、免疫学、薬理概論」 精神保健 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	3以上の科目について修得	8	7	6	4
及 び	第 三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	2	1	1	1
	第 四 欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	4	3	2	2
教 職	第 五 欄	教育実践に関する科目	教職実践演習	2				
	小 計			6	5	3	3	3
	第 六 欄	大学が独自に設定する科目	3	4	1	1	1	2
その他			5	4	2		2	1
最低修得単位数（基礎免許状を取得後、修得することを必要とする単位）			15	20	15	10	10	10

二種免許状							備考第2号 (看護師の免許を受けているとき)	昭29改附第18項 (高等学校を卒業し准看護師の免許を受けているとき)
臨時免許状								
6年	7	8	9	10	1年未満	3年		
最低修得単位数								
14	12	10	8	6	4	6		
3	2	2	2	1	1	1		
4	4	4	3	2	2	2		
1	1							
8	7	6	5	3	3	2		
2	2	2	1	1				
6	4	2	1		3	1		
30	25	20	15	10	10	10		

2 一種免許状取得の努力義務について

免許法第9条の2は、「その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」と規定し、一種免許状取得の努力義務を課している。

3 在職年数の算定について

在職年数は、基礎免許状を取得後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭（当分の間、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する職員を含む。）として良好な成績で勤務した年数とする。

ただし、次に掲げる期間は、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭としての在職年数に含めることができない。
(施行規則第70条)

- (1) 休職の期間
- (2) 引き続き90日以上の休暇又は休業の期間（ただし、産前及び産後の休暇の期間は在職年数に含めることができる。）
- (3) 非常勤講師として勤務した期間

4 修得単位について

(1) 修得単位全般
基礎免許状を取得後、大学において修得するほか、次に掲げる方法により修得した単位をもって替えることができる。
(免許法別表第3備考第6号)

- ア 文部科学大臣の認定する講習（免許法認定講習）
- イ 文部科学大臣の認定する大学の公開講座（免許法認定公開講座）
- ウ 文部科学大臣の認定する通信教育（免許法認定通信教育）

(2) 養護に関する科目
養護に関する科目の単位の修得方法は、3以上の科目について修得するものとする。

(3) 第三欄、第四欄に関する科目

修得すべき単位数	修得単位の内訳
3単位以上	2以上の事項を含み修得する
2単位以下	1以上の事項を含み修得する

(4) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
(免許法別表第3備考第4号)
専修免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等の単位を修得するものとする。
(施行規則第9条の表備考第6号)

ただし、3単位までは、第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。
(施行規則第17条第4項)

イ 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合は、第二欄又は第三欄、第四欄若しくは第五欄の科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目の単位を修得するものとする。
(施行規則第9条の表備考第6号)

(5) その他の科目

その他の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。
(施行規則第17条第2項)

1

2

3

4

5